

さいたま市告示第 6 1 4 号

さいたま市新庁舎整備事業に係る環境影響評価業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 4 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市新庁舎整備事業に係る環境影響評価業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区北袋町 1 - 6 0 3 - 1 外

(3) 業務概要

特記仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 1 0 年 3 月 2 7 日（月）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7 ・ 8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建設コンサルタント」、業務分類「建設環境」内の「環境調査・計画」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）又は、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと。若しくは更生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者については、入札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。若しくは再生手続開始の決定がなされた者であること。ただし、民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、入札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

- (6) 平成27年4月1日以降に、埼玉県内で環境影響評価業務における調査計画書（方法書）作成から評価書作成までの一連の業務（一括か分割かは問わない、条例又は法対象事業）を契約し、かつ誠実に履行した実績を有している者であること。
- (7) 以下の要件を全て満たす管理技術者、照査技術者を配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者は兼ねることはできない。
- ア 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（建設部門：建設環境、環境部門：環境影響評価、総合技術監理部門：建設－建設環境、総合技術監理部門：環境－環境影響評価）の資格のうち、いずれかを有する者であること。
- イ 平成27年4月1日以降に、埼玉県内における環境影響評価業務における調査計画書（方法書）作成から評価書作成の一連の業務（一括か分割かは問わない、条例又は法対象事業）の実績を有する者
- (8) 以下の全ての認証を取得している者であること。
- ア 品質マネジメントシステム（ISO9001）
- イ 環境マネジメントシステム（ISO14001）
- ウ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）、又は個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001）のいずれか
- エ 事業継続マネジメントシステム（ISO22301）、又はレジリエンス認証制度（一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会）のいずれか

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付費用

無償

(2) 交付方法

さいたま市ホームページに掲載

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/002/022/001/004/p119954.html>

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格確認（以下「資格確認」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において資格確認を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和7年4月28日（月）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市 都市戦略本部 都市経営戦略部

新庁舎等整備担当 電話 048（829）1038

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

資格確認終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年5月7日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出資料について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月16日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月16日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
(企画・広域行政・SDGs 推進担当)

電話 048 (829) 1033 FAX 048 (829) 1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
(新庁舎等整備担当)

電話 048 (829) 1038 FAX 048 (829) 1997

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。